

議案第238号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）について

令和6年10月29日

久留米市長 原口 新五



久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）

総括図 S=1:25,000

凡		例			
都市計画区域	久留米小郡	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸	
種別	(%)	摘要	(%)	摘要	(%)
第一種低層住居専用地域	100	高さの制限10m	100	高さの制限10m	100
第二種低層住居専用地域	100	高さの制限12m	100	高さの制限10m	100
第一種中高層住居専用地域	100		100		100
第一種住居地域	100		100		100
第二種住居地域	100		100		100
準住居地域	100		100		100
近隣商業地域	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100
商業地域	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100
準工業地域	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100	特別用途地区(大規模商業施設等設置地区)	100
工業地域	100		100		100
工業専用地域	100		100		100

凡		例			
都市計画区域	北野大刀洗	筑後中央広域	田主丸		
種別	(%)	摘要	(%)	摘要	(%)
特定用途誘導地区	100		100		100
田園居住地区	100		100		100
幹線沿道地区	100		100		100
産業集積地区	100		100		100

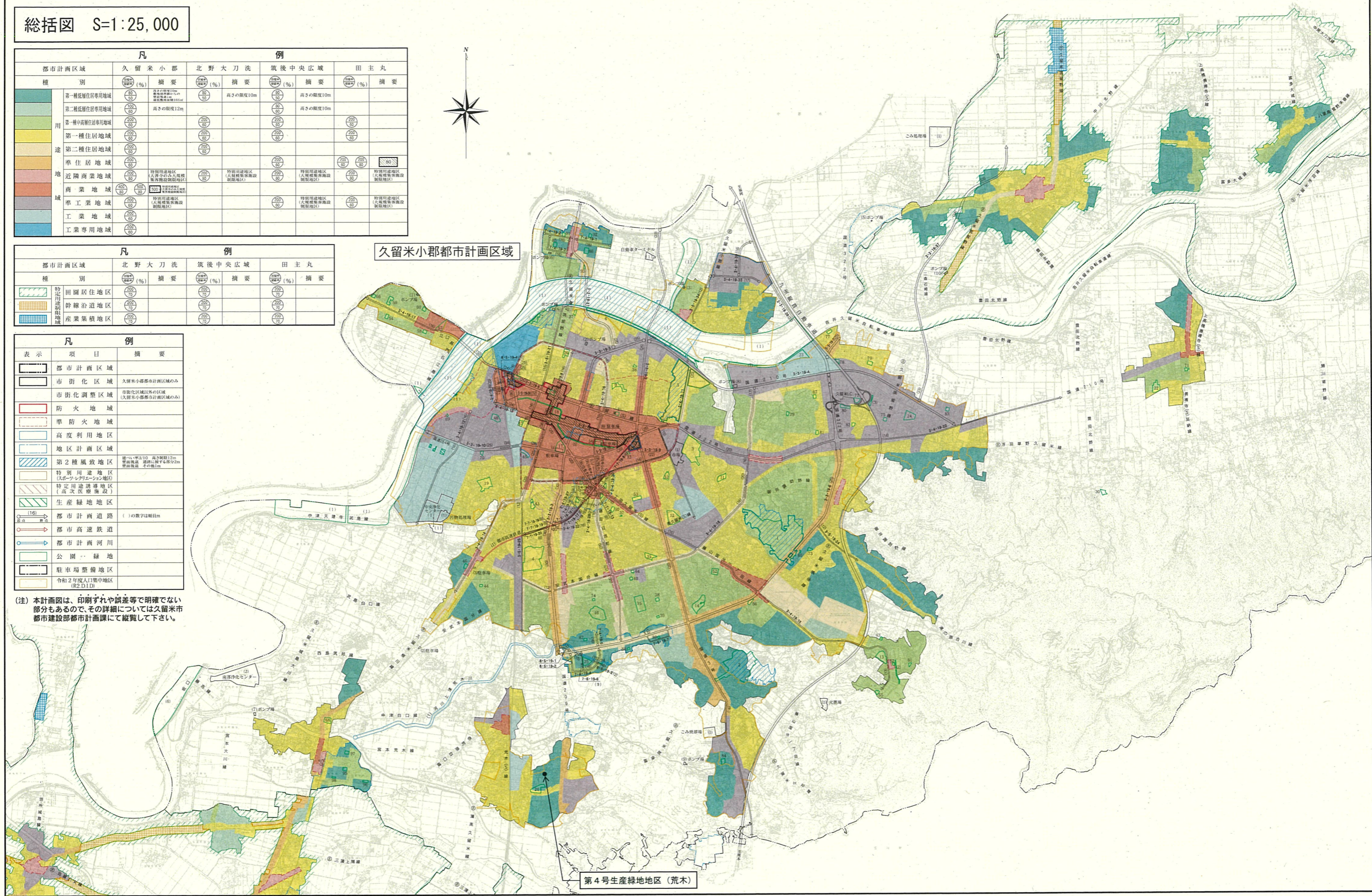
凡	例
表示	項目
[線]	都市計画区域
[線]	市街化区域 (久留米小郡都市計画区域のみ)
[線]	市街化調整区域 (市街化区域以外の区域)
[線]	防火地域
[線]	準防火地域
[線]	高度利用地区
[線]	地区計画区域
[線]	第2種風致地区
[線]	特別用途地区 (スポーツレクリエーション地区)
[線]	特定用途誘導地区 (高次施設施設)
[線]	生産緑地地区
[線]	都市計画道路 ()の数字は幅員m
[線]	都市高速鉄道
[線]	都市計画河川
[線]	公園・緑地
[線]	駐車場整備地区
[線]	令和2年度人口集中地区 (R2/D1D)

(注) 本計画図は、印刷ずれや誤差等で明確でない部分もあるので、その詳細については久留米市都市建設部都市計画課にて縦覧して下さい。

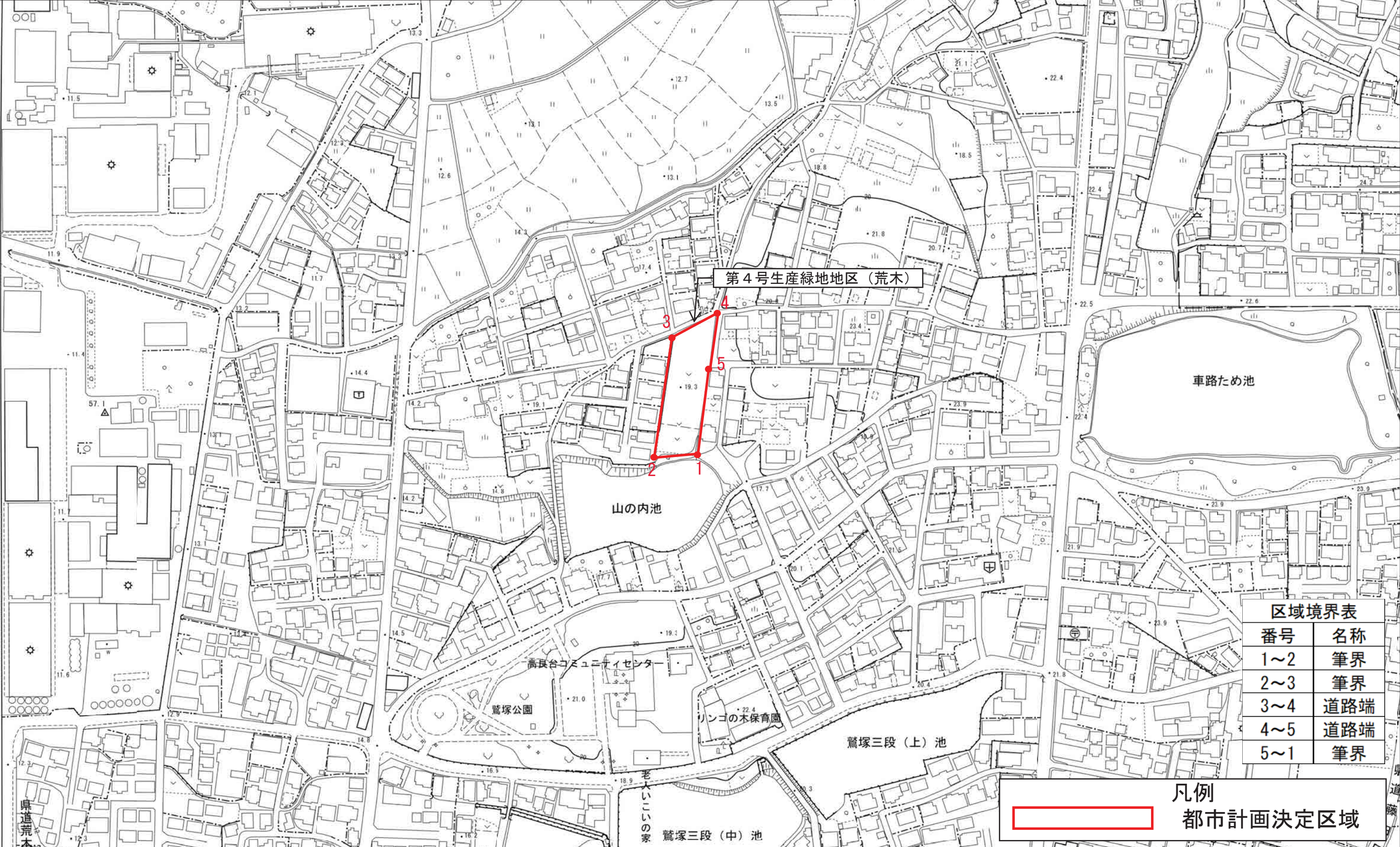
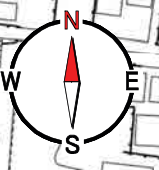
北野大刀洗都市計画区域

久留米小郡都市計画区域

第4号生産緑地地区(荒木)




久留米小郡都市計画 生産緑地地区の変更（久留米市決定）
 計画図 S=1/2, 500



第4号生産緑地地区（荒木）

区域境界表	
番号	名称
1~2	筆界
2~3	筆界
3~4	道路端
4~5	道路端
5~1	筆界

凡例
 都市計画決定区域

計 画 書

久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（久留米市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称	位置	面積	備考
第1号生産緑地地区（大石）	大石町地内	約 0.13 ha	
第2号生産緑地地区（梅満）	大石町地内、梅満町地内	約 0.13 ha	
第3号生産緑地地区（梅満）	梅満町地内	約 0.41 ha	
第4号生産緑地地区（荒木）	荒木町荒木地内	約 0.29 ha	
合 計	4 地区	約 0.96 ha	

「種類、位置及び区域は計画図の表示のとおり」

理由：

本農地は、長期にわたって営農継続が可能であり、生産緑地地区決定後も農地として適正な管理が見込まれることから、同農地を計画的かつ継続的に保全することで、市街化区域内の農地が持つ多様な機能を活かし、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を決定するものです。